

2019年6月3日

株主各位

第69回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他の業務の適正を確保するための体制
 - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

ナカバヤシ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakabayashi.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年6月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定することを決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範としてナカバヤシ・グループ倫理規範及びコンプライアンス・マニュアルその他規定を制定する。
- (2) 当社に内部統制推進室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備・維持・運用を推進し、取締役会ならびに監査等委員会に定期的に報告する。
- (3) 当社の内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、当社及び当社グループ会社に対する内部監査を実施し、定期的に監査等委員会にその状況を報告する。
- (4) 当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人が、当社内部統制推進室又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、稟議書等の決裁書類等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、内部統制推進室が当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則のほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程を制定する。当社グループ会社においても、その規模等に準じた職務権限規程・業務分掌規程・組織図等の整備を行わせるものとする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、内部統制推進室において当社グループ全体の内部統制を統括し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2) 当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務付けることとし、一定の重要性基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、内部監査室を設置するとともに、内部統制推進室において監査等委員会への情報提供体制を整備・構築する。

7. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。また、監査等委員会の職務を補助すべく指示を受けたものは、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他使用人からの指示命令を受けない旨の規定を職務権限規程、業務分掌規程等に明記する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (2) 内部統制推進室を当社又は当社グループ会社の内部通報制度の担当部署とし、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

9. 当社の監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、中長期的な企業価値の持続的向上のために内部統制が重要な要素であることを重視し、2015年4月1日に内部統制推進室を設置しました。また、改正会社法により創設された監査等委員会設置会社が当社にとって最適な会社形態であると判断し、2015年6月26日開催の第65回定時株主総会の決議をいただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役会から常務会に一定基準に基づく権限移譲を行い、経営の機動性・効率性を確保するとともに取締役会の監督機能を強化し、ひいては内部統制システムの質的向上を図ってまいりました。

当期におきましては、体制の構築強化のために諸規程を整備し、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス・マニュアルを制定しました。内部通報制度においては内外の通報窓口を運用してのグループ全体の運用を行い、仕入れ先等の取引先からの通報にも対応しております。また、リスク管理面では、BCP基本計画及び災害対策ガイドラインを制定しました。なお、内部監査室については、業務執行側からの指揮命令系統離脱を明文化し、定期的に内部監査を実施するとともに精度向上に努めております。また、監査等委員会および監査人との連携も密に実施しております。

一方、グループ全体の管理という面では、SDGsにも対応したグループ倫理規範の改定を行いました。2018年5月10日に策定いたしました2019年から2021年の中期経営計画は、「収益力の強化」「成長力の推進」「株主価値の向上」を中期基本方針とし、各事業年度のグループ連結売上高、経常利益、経常利益率、ROEの目標数値を定め、当期においても年3回開催される関係会社会議、同じく年3回開催される営業会議において、進捗管理、情報把握を行いました。また、財務内部統制活動を通じ、関係会社の財務内部統制を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 6,666 | 8,758 | 7,992 | △1,382 | 22,034 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △573 | | △573 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 1,566 | | 1,566 |
| 自己株式の取得 | | | | △184 | △184 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 0 | 992 | △184 | 808 |
| 当期末残高 | 6,666 | 8,758 | 8,985 | △1,566 | 22,843 |

| | その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------|--------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当期首残高 | 935 | △40 | 100 | △152 | 842 | 1,801 | 24,679 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △573 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | 1,566 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △184 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △355 | 57 | △15 | 23 | △289 | 119 | △170 |
| 当期変動額合計 | △355 | 57 | △15 | 23 | △289 | 119 | 638 |
| 当期末残高 | 579 | 16 | 84 | △128 | 552 | 1,921 | 25,317 |

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

① 連結子会社の数 17社

② 連結子会社の名称

兵庫ナカバヤシ株式会社、島根ナカバヤシ株式会社、フェル販売株式会社、株式会社ミヨシ、リーマン株式会社、日本通信紙株式会社、ウーマンスタッフ株式会社、フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社、株式会社松本コロタイプ光芸社、カグクロ株式会社、松江バイオマス発電株式会社、リーベックス株式会社、株式会社八光社、国際チャート株式会社、株式会社ビックスリー、寧波仲林文化用品有限公司、仲林(寧波)商業有限公司

当連結会計年度において、有限会社マルヨシ民芸家具は、2018年4月1日付をもって連結子会社であるカグクロ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

上記のうち、株式会社ビックスリーについては連結子会社であるカグクロ株式会社が当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

① 非連結子会社の名称

フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、株式会社ジェイ・ジェイ・エス、NCL VIETNAM CO.,LTD.、NAKABAYASHI USA, LTD.、PT MIRAI INTERNASIONAL INDONESIA

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

① 非連結子会社

フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、株式会社ジェイ・ジェイ・エス、NCL VIETNAM CO.,LTD.、NAKABAYASHI USA, LTD.、PT MIRAI INTERNASIONAL INDONESIA

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、寧波仲林文化用品有限公司及び仲林(寧波)商業有限公司の決算日は12月31日、ウーマンスタッフ株式会社の決算日は3月15日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、株式会社ビックスリーの決算日は9月30日でありましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(その他有価証券)
 - (a) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
主に定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また一部の国内連結子会社および在外子会社は、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年~10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約および通貨スワップについて、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 189百万円 |
| 土地 | 651百万円 |
| 投資有価証券 | 368百万円 |
| 合計 | 1,209百万円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|------------------|----------|
| 長期借入金(1年内返済分を含む) | 1,275百万円 |
|------------------|----------|

2. 有形固定資産の減価償却累計額

40,369百万円

3. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

| | |
|-----------------------------|--------|
| 受取手形 | 188百万円 |
| 流動資産の「その他」(電子記録債権) | 43百万円 |
| 支払手形 | 148百万円 |
| 流動負債の「その他」(電子記録債務・設備関係支払手形) | 296百万円 |

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 会 社 | 場 所 | 用 途 | 種 類 | 金 額 |
|----------------|--------|-------|-----------------------|-------|
| 株式会社松本コロタイプ光芸社 | 熊本市中央区 | 事業用資産 | 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他 | 40百万円 |
| 計 | | | | 40百万円 |

当社グループは原則として、管理会計上の区分であるカンパニー単位ごとにグルーピングしております。なお、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングしております。また、遊休資産及び貸与資産については、上記グループから区別したうえで個別物件ごとにグルーピングしております。

株式会社松本コロタイプ光芸社の事業用資産については、収益性が低下しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 |
|---------|--------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 普 通 株 式 | 28,794,294株 | － 株 | － 株 | 28,794,294株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2018年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 312百万円 | 12.00円 | 2018年3月31日 | 2018年6月25日 |
| 2018年11月8日 取締役会 | 普通株式 | 260百万円 | 10.00円 | 2018年9月30日 | 2018年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|-------|----------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 308百万円 | 利益剰余金 | 12.00円 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 |
|---------|--------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 普 通 株 式 | 2,729,812株 | 334,876株 | 6株 | 3,064,682株 |

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加776株、取締役会決議による自己株式取得による増加334,100株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求等に伴う売却による減少6株によるものであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に紙製品の製造販売事業を行うための設備資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。

投資有価証券に分類される株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を利用しております。なお、為替相場の状況により、1年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約等を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引制限を定めた社内規定に基づき行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。

(単位:百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------|------------|--------|-----|
| (1)現金及び預金 | 6,299 | 6,299 | 0 |
| (2)受取手形及び売掛金 | 10,997 | | |
| 貸倒引当金 ※1 | △1 | | |
| | 10,995 | 10,995 | — |
| (3)投資有価証券 | 2,221 | 2,221 | — |
| 資 産 計 | 19,517 | 19,517 | 0 |
| (1)支払手形及び買掛金 | 6,482 | 6,482 | — |
| (2)短期借入金 | 2,920 | 2,920 | — |
| (3)未払金 | 3,197 | 3,197 | — |
| (4)未払法人税等 | 522 | 522 | — |
| (5)長期借入金(1年内返済予定を含む) | 10,011 | 9,998 | △13 |
| 負 債 計 | 23,133 | 23,120 | △13 |
| デリバティブ取引※2、※3 | 24 | 24 | — |

※1 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

※3 外貨建金銭債権債務等に割り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象として一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等
これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている為替予約等の振当処理によるものは、その時価を、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------|------------|
| 非上場株式 | 238 |
| 非連結子会社株式 | 235 |
| 合 計 | 473 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|---------|
| 1.1株当たり純資産額 | 909円31銭 |
| 2.1株当たり当期純利益 | 60円20銭 |

企業結合等に関する注記

取得による企業結合
株式会社ビックスリーの株式取得

1. 企業結合の概要

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 被取得企業の名称 | 株式会社ビックスリー |
| (2) 被取得企業の事業の内容 | 家具等の販売 |
| (3) 企業結合を行った主な理由 | コンシューマーコミュニケーション事業において当社グループとの協力体制を構築することにより、シナジー効果が期待できるためであります。 |
| (4) 企業結合日 | 2019年1月29日 |
| (5) 企業結合の法的形式 | 連結子会社であるカグクロ株式会社による株式の取得 |
| (6) 結合後企業の名称 | 株式会社ビックスリー |
| (7) 取得した議決権比率 | 100% |
| (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠 | 現金を対価とした株式取得により、連結子会社であるカグクロ株式会社が議決権の100%を獲得したためであります。 |

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間 2019年1月1日から2019年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|--------|--------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 731百万円 |
| 取得原価 | | 731百万円 |

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
269百万円
- (2) 発生原因
企業結合時の純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。
- (3) 償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法によって行っております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(備考) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月1日
至 2019年 3月31日)

(単位:百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当期首残高 | 6,666 | 8,740 | 0 | 8,740 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6,666 | 8,740 | 0 | 8,740 |
| 当期変動額 | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 0 | 0 |
| 当期末残高 | 6,666 | 8,740 | 0 | 8,740 |

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------|--------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | | | |
| | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | | 利益剰余金 合 計 |
| 事業拡張 積立金 | | 特別償却 準備金 | 固定資産 圧縮積立金 | 配当準備 積立金 | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,177 | 100 | 13 | 215 | 65 | 2,600 | 1,513 | 5,684 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 422 | 422 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,177 | 100 | 13 | 215 | 65 | 2,600 | 1,935 | 6,106 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | △4 | | | | 4 | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | △8 | | | 8 | - |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 300 | △300 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △573 | △573 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,003 | 1,003 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | - |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | △4 | △8 | - | 300 | 143 | 430 |
| 当期末残高 | 1,177 | 100 | 8 | 206 | 65 | 2,900 | 2,079 | 6,537 |

(単位:百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|---|---------|--------|-------------------------------|------------------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当期首残高 | △1,382 | 19,708 | 881 | 881 | 20,589 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 422 | | | 422 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △1,382 | 20,130 | 881 | 881 | 21,012 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | － | | | － |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | － | | | － |
| 別途積立金の積立 | | － | | | － |
| 剰余金の配当 | | △573 | | | △573 |
| 当期純利益 | | 1,003 | | | 1,003 |
| 自己株式の取得 | △184 | △184 | | | △184 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | | | 0 |
| <small>株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)</small> | | | △354 | △354 | △354 |
| 当期変動額合計 | △184 | 246 | △354 | △354 | △108 |
| 当期末残高 | △1,566 | 20,376 | 527 | 527 | 20,903 |

個別注記表

継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - (a) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して当該関係会社の債務超過額のうち当社負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直したため、当該一時差異にかかる繰延税金負債を取り崩しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は422百万円増加しております。

表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 129百万円 |
| 土地 | 325百万円 |
| 投資有価証券 | 368百万円 |
| 合計 | 823百万円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|------------------|----------|
| 長期借入金(1年内返済分を含む) | 1,188百万円 |
|------------------|----------|

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,145百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

| | |
|-------------------------|--------|
| 松江バイオマス発電株式会社(金融機関借入債務) | 951百万円 |
|-------------------------|--------|

(注) 松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は1,586百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,675百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,611百万円 |

5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

| | |
|--------------------|--------|
| 受取手形 | 166百万円 |
| 流動資産の「その他」(電子記録債権) | 55百万円 |
| 支払手形 | 2百万円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 | 8,961百万円 |
| 売上高 | 2,931百万円 |
| 仕入高 | 5,545百万円 |
| その他の営業費用 | 484百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 729百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|------------|----------|---------|------------|
| 普通株式 | 2,729,812株 | 334,876株 | 6株 | 3,064,682株 |

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加776株、取締役会決議による自己株式取得による増加334,100株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求等に伴う売却による減少6株によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-------------|---------|
| 未払事業税 | 28百万円 |
| 賞与引当金 | 80百万円 |
| 退職給付引当金 | 367百万円 |
| 関係会社事業損失引当金 | 24百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 99百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 25百万円 |
| たな卸資産評価損 | 10百万円 |
| 関係会社出資金評価損 | 149百万円 |
| 長期未払金 | 4百万円 |
| 減損損失 | 7百万円 |
| 未払金 | 58百万円 |
| その他 | 88百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 947百万円 |
| 評価性引当額 | △330百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 617百万円 |

繰延税金負債

| | |
|---------------|---------|
| 前払年金費用 | △69百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △216百万円 |
| 特別償却準備金 | △3百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △91百万円 |
| その他 | △6百万円 |
| 繰延税金負債小計 | △387百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 229百万円 |

関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の子会社および関連会社等

(単位:百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 または 出資金 | 事業の内容 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注6) | 科目 | 期末残高 (注6) |
|-----|---------------|--------|-------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|--|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | 島根ナカバヤシ株式会社 | 島根県出雲市 | 40 | 日用紙製品・ファニチャー及び収納整理用品等の製造並びに加工 | (所有) 直接100% | 当社製品の製造 役員の兼任 | 日用紙製品・ファニチャー及び収納整理用品等の製造(注1) 建物等の賃貸(注2) | 3,531 319 | 未払金 — | 1,319 — |
| 子会社 | フエル販売株式会社 | 大阪市城東区 | 90 | コンシューマーコミュニケーション関連製品の卸販売業 | (所有) 直接100% | 当社製品の販売 役員の兼任 | コンシューマーコミュニケーション関連製品の販売(注3) | 2,085 | 受取手形 売掛金 | 140 972 |
| 子会社 | 松江バイオマス発電株式会社 | 島根県松江市 | 400 | 木質バイオマス発電事業 | (所有) 直接55% | 役員の兼任 | 金融機関借入債務に対する保証(注4) | 951 | — | — |
| 子会社 | 国際チャート株式会社 | 埼玉県桶川市 | 376 | データプリントサービス等の製造販売並びに加工 | (所有) 直接51.3% | 役員の兼任 | 資金の借入(注5) | 600 | 短期借入金 | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 日用紙製品・ファニチャー及び収納整理用品等の製造については、当社製品の市場価格から算定した価格、及び島根ナカバヤシ株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。
- (注2) 建物等の賃貸については、建物等の減価償却費、保険料、金利等を勘案して毎年賃貸料金額を決定しております。
- (注3) コンシューマーコミュニケーション関連製品等の販売については、市場価格を勘案して決定しております。
- (注4) 松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は1,586百万円であります。
- (注5) 資金の貸借取引を行っており、取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

一株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 812円45銭
- 1株当たり当期純利益 38円58銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(備考) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。